

# 発達障がい児等教育継続支援事業実施要綱

福岡県・福岡県教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県及び福岡県教育委員会が実施する発達障がい児等教育継続支援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 本事業は、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校（以下「学校等」という。）において、発達障がいを含む障がい（以下「発達障がい等」という。）のある幼児児童生徒などに対する一貫した継続性のある支援体制を整備することを目的とする。

(事業の内容)

第3条 本事業は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 巡回相談の実施
- (2) 理解・啓発リーフレット（広報資料）の作成・配布
- (3) ふくおか就学サポートノート（引き継ぎシートを含む。）の作成・配布

(巡回相談の実施)

第4条 第3条(1)に係る事項を行うため、各教育事務所は、発達障がい等に関する専門的知識・経験を有する者で構成される巡回相談チームを置く。

2 巡回相談チームの構成員（以下「巡回相談員」という。）は、次の各号に掲げる者を基本とし、地域の実情に応じて決定する。

- (1) 有識者（大学教授等）
- (2) 医師（小児神経科、精神科等）
- (3) 臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士等
- (4) 就労支援員、キャリアカウンセラー等
- (5) 指導主事
- (6) その他、発達障がい等に関する専門的知識・経験を有する者

3 巡回相談員は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 学校等内における特別支援教育の理解・啓発
- (2) 学校等内における推進体制整備に関する助言
- (3) 学校等内における個別事例に対応した相談
- (4) 学校等間連携における支援
- (5) その他、学校等の特別支援教育の推進に関する助言

4 巡回相談の実施手続は、別に定める。

5 県教育委員会は、巡回相談を円滑かつ効果的に実施するため、巡回相談チーム会議を開催する。また、教育相談ネットワーク会議との連携を図ることとする。

(理解・啓発リーフレット及び就学サポートノートの作成・活用)

第5条 第3条(2)及び(3)に係る事項を行うため、発達障がい児等継続支援ツール検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

2 前項の検討委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 本事業に係る庶務は、福祉労働部子育て支援課、人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課及び教育庁教育振興部特別支援教育課において処理する。

(事業の実施期間)

第7条 本事業の実施期間は、実施年度の4月1日から当該年度の3月31日までとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。